

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部道路管理課管理担当
内線番号	5266

No.	項目	内容
①	処分名	道路管理者以外の者が行う工事の承認
②	法令名	道路法
③	法令番号	昭和27年法律第180号
④	根拠条項	第24条
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都府各土木事務所長。ただし、京都土木事務所長を除く。)
⑥	法令の定め	第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二条の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。
⑦	審査基準	道路出願工事事務取扱要領
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	警察署
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)21日(先例のないもので21日で承認を行うことが困難なものを除く。)
	経由期間	—
	協議機関	—
	当該処分機関	21日(警察署への協議期間を除く。)
⑫	問合せ	道路管理課管理担当(075-414-5266)
⑬	備考	